

まん延防止等重点措置における飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和4年1月27日～2月20日要請分)

R4.2.1現在

| 番号 | Q | A |
|----|----------------------|---|
| 1 | 要請期間は。 | 令和4年1月27日(木)から令和4年2月20日(日)まで(25日間)です。 |
| 2 | 要請の対象施設は。 | 以下の施設が要請の対象となります。 【飲食店】食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店 【結婚式場】食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む) |
| 3 | 具体的な要請内容は。 | 【営業時間等】 ○北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店 ①営業時間：午前5時から午後9時まで、酒類提供：午前11時から午後8時まで ②営業時間：午前5時から午後8時まで、酒類提供：行わない ※要請の全期間を通して、上記①または②の要請のいずれかを選択していただきます(期間の途中で変更することはできません)。 ○上記以外の飲食店等 営業時間：午前5時から午後8時まで、酒類提供：行わない 【人数制限】 ○同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。 【カラオケ】 ○カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。 【感染防止対策等】 ○業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。 ○感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。 |
| 4 | 支援金の対象期間や支給要件、申請方法は。 | 申請方法等も含め、準備が整い次第、道のホームページ等で公表します。 また、支援金に関してお問合せの多い内容などについても、別途公表する予定です。 |
| 5 | 支援金額は。 | 営業時間短縮等の要請にご協力いただいた事業者の皆様には、以下の取扱いに基づき、支援金を支給します。 なお、支給に係る要件や計算方法、申請手続きなどについては、準備が整い次第、道のホームページ等で公表します。 ※原則として要請の全期間を通じて要請にご協力いただくことが必要です。 ※遅くとも1月29日(土)から要請にご協力いただいた場合に支給されますが、要請に依っていない日数分については支援金が減額されます。 (例) 1月28日(金)から要請にご協力いただいた場合…1日分(27日)の支援金が減額 1月29日(土)から要請にご協力いただいた場合…2日分(27日、28日)の支援金が減額 <認証店>※要請の全期間を通して、下記①または②の要請のいずれかを選択していただきます(期間途中で変更することはできません) ①営業時間：午前5時から午後9時まで、酒類提供：午前11時から午後8時まで ※従来から午後9時を超えて営業を行っている店舗が対象 ～【中小企業・個人事業者】1店舗ごと1日あたり売上高に応じて2.5万円～7.5万円 【大企業】1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円 ②営業時間：午前5時から午後8時まで、酒類提供：行わない ※従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗が対象 ～【中小企業・個人事業者】1店舗ごと1日あたり売上高に応じて3万円～10万円 【大企業】1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円 <上記以外> 営業時間：午前5時から午後8時まで、酒類提供：行わない ※従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗が対象 ～【中小企業・個人事業者】1店舗ごと1日あたり売上高に応じて3万円～10万円 【大企業】1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円 |

まん延防止等重点措置における飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和4年1月27日～2月20日要請分)

R4.2.1現在

| 番号 | Q | A |
|----|---|---|
| 6 | <p>「北海道飲食店感染防止対策認証制度」とは何か。</p> <p>認証を受けるにはどのような手続きが必要か。</p> | <p>道内の飲食店を対象に、感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策が実施されている場合に、その店舗を道が認証する制度です。なお、認証制度の概要や認証基準の内容などについては、コールセンターを開設していますので、お問い合わせください。</p> <p>【コールセンター】電話：0570-783-816 受付時間：平日9:00～18:00</p> <p>また、制度の詳細や申請手続き等については、ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。</p> <p>【ホームページ】https://do-safety.jp/</p> |
| 7 | <p>認証店は営業時間短縮等の要請を選択できるとのことだが、支援金はどのようになるのか。</p> | <p>支援金の支給にあたっては、支給額の考え方を別に整理してお示しする予定です。そちらをご確認ください。</p> |
| 8 | <p>認証店は営業時間短縮等の要請を選択できるとのことだが、選択する際の要件などはあるのか。</p> | <p>認証店であれば、店舗の営業状況や支援金額などを踏まえて、いずれかの選択をご判断いただけます。選択にあたっての要件等はありません。</p> |
| 9 | <p>午後8時(午後9時)までの時短営業とは、具体的にどういった状態であればよいのか。</p> | <p>午後8時(午後9時)に閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時(午後9時)に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定した上で、午後8時(午後9時)には退出いただくようお客様を促すなどの対応をお願いします。</p> |
| 10 | <p>午後8時までの酒類提供とは、具体的にどういった状態であればよいのか。</p> | <p>ラストオーダーの時間ではなく、酒類を利用者に提供(ボトルキープによる提供なども含む)する時間が午後8時までとなります。なお、午後8時までに提供した酒類を利用者が飲食しているのは問題ありません。</p> |
| 11 | <p>通常、午後9時から午前5時まで営業しているスナックの場合、要請に協力するには休業しなければならないのか。</p> | <p>この場合、休業していただくことが必要となります。</p> |
| 12 | <p>ノンアルコール飲料は「酒類提供」に含まれるのか。</p> | <p>含有アルコール量が1%未満の飲料(ノンアルコール飲料)は、要請にある「酒類提供」には含まれません。</p> |
| 13 | <p>同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人としている理由は。</p> | <p>国の基本的対処方針において、「(重点措置区域の)都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請する」ものとされていることを踏まえ、有識者等の意見も伺った上で、決定したものです。ただし、子どもや高齢者・障がいのある方の介助者等、4人までの中に一律に含めることは適当ではないと考えられる場合は、マスク着用や手指消毒、距離を保つなどの対策を徹底した上で、個々のグループの実情に応じて、感染リスクの低減に適切な人数を設定してください。</p> |
| 14 | <p>人数制限にあたって、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わないこととした理由は。</p> | <p>国の基本的対処方針において、本制度は原則として当面適用しないこととされたところであり、道としては、道内の感染の急拡大を抑えるためには、リスクの高い飲食の場での感染防止を図ることが重要であるとの考えから、ワクチン・検査パッケージ制度を適用しないこととしました。</p> |
| 15 | <p>結婚式場は5人以上となることが想定されるが、どのようにしたらよいか。</p> | <p>3密とならない、十分な距離を保つことができる、参加者が4人以下の単位で区切られ全員が時間内は席を移動しない、参加者は退出時間をずらす、など、実質的に4人までの会食と同じように感染リスクが回避できるようにご対応をお願いします。</p> |

まん延防止等重点措置における飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和4年1月27日～2月20日要請分)

R4.2.1現在

| 番号 | Q | A |
|----|---|---|
| 16 | 業種別ガイドラインとは何か。(入手するにはどうしたらよいか) | 様々な業界団体で、感染対策のガイドラインを一覧にしたものです。ガイドラインの詳細については、内閣官房のホームページに掲載されていますので、この中から関係する業種・業界のガイドラインを参照してください。 【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】 https://corona.go.jp/prevention/ |
| 17 | 飲食店等における感染防止対策チェック項目とは何か。(入手するにはどうしたらよいか) | 飲食店等の皆様に取り組んでいただく感染防止対策について「来店者の感染症予防」「従業員の感染症予防」「施設・設備の衛生管理の徹底」等の項目ごとにチェックリストとして整理したものです。チェック項目は道のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。 【道のページ】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html |
| 18 | イートインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となるか。 | 要請の対象外となり、支援金も支給されません。 |
| 19 | ホテルや旅館内の飲食店は要請の対象となるか。 | ホテル・旅館内の飲食店で宿泊者以外も利用できる営業形態でかつ飲食店営業許可を取得しているのであれば要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、宿泊者のみが利用する場合は要請の対象外です。また、飲食店以外の施設（宿泊者のみが利用する宴会場などでの夕食などの提供を含む）は要請の対象外です。 |
| 20 | フードコート内の飲食店は要請の対象となるか。 | フードコート内の飲食店は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、フードコートの場合は可能な限り飲食スペース全体が営業時短に協力いただけるよう働きかけをお願いします。 |
| 21 | テイクアウト形式の飲食店は要請の対象となるか。 | 飲食の場を提供しない宅配・テイクアウトのみの営業であれば要請の対象外となり、支援金も支給されません。 なお、テイクアウトのほかに店内飲食も行っている店舗では、店内飲食について時短等の要請に応じていただいた上で、その営業終了後にテイクアウトのみを継続して営業することは可能です。 |
| 22 | 移動販売車や屋台など移動しながら営業を行う場合、要請の対象となるか。 | 移動販売車や屋台は要請の対象外となり、支援金も支給されません。 |
| 23 | マンガ喫茶やネットカフェは要請の対象となるか。 | 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるため、要請の対象外となり、支援金も支給されません。 |
| 24 | 飲食を提供するマージャン店だが要請の対象となるか。 | 飲食店営業許可もしくは喫茶店営業許可を取得し、飲食を提供しているマージャン店は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。 |
| 25 | 社員食堂は要請の対象となるか。 | 一般の方が利用できる場合は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。 |
| 26 | 社団法人や財団法人、NPO法人、個人事業者も要請の対象となるか。 | 食品衛生法の営業許可を取得している飲食店等を運営するなど要件を満たせば、要請の対象となります。 |
| 27 | 「飲食を主として業としていないカラオケ店」とは具体的にどのような店か。 | カラオケ設備のみを提供する施設など、食品衛生法上における飲食店営業許可を取得していない店舗を想定しています。こうした店舗におきましても、20時までの時短や利用者による酒類の持込を含めた酒類提供を行わない要請を行っています。 |
| 28 | 飲食店に対する支援金額の考え方は | 支援金額設定の考え方として、賃料、販促費、水道光熱費、厨房器具・カラオケ設備のリース料といった、平均的な飲食店の固定費（人件費除く）をカバーできる水準として、売上高（又は売上高減少額）の4割の支援としているところです。 |

まん延防止等重点措置における飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和4年1月27日～2月20日要請分)

R4.2.1現在

| 番号 | Q | A |
|----|------------------------------------|--|
| 29 | カラオケボックスの支給金額の算定に当たって、室料を売上高に含めるか。 | カラオケボックスにおけるカラオケ設備の利用停止については要請しておらず、室料は売上高に含めないこととなります。なお、売上高の中で室料を一体不可分で区分できない場合には、室料を売上高に含めて計算することも可能です。 |
| 30 | 要請に従わない場合は罰則等あるか | 営業時短や酒類提供について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく罰則が規定されています。正当な理由なく要請に応じていただけなかった場合は、法に基づく罰則（過料）の対象となります。なお、人数制限等の要請については罰則規定はありませんが、感染拡大防止を図るため、要請へのご協力をお願いします。罰則等の詳細につきましては、 011-231-4111 （受付時間 8:45～17:30）までお問い合わせください。 |
| 31 | 見回りは行われるのか | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時短等の実施状況について見回りを実施します。</p> <p>なお、見回りの詳細や通報などにつきましては、以下のいずれかのダイヤルまでお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・070-4072-5701 ・080-7819-2515 ・090-5990-5567 <p>（受付時間 17:00～21:00）</p> |